24	(1)　千葉県千葉市花見川区畑町1695－3　(61.20) (2)　千葉県千葉市中央区新町1000　(108.50)	北緯35度39分55秒東経140度04分33秒の地点と北緯35度39分52秒東経140度04分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度39分43秒東経140度04分41秒の地点と北緯35度36分41秒東経140度06分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
25	(1)　神奈川県横須賀市若松町3－1－6　(57.40) (2)　神奈川県三浦郡葉山町長柄字上ノ山1942　(227.00)	北緯35度16分46秒東経139度40分25秒の地点と北緯35度16分46秒東経139度40分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度16分47秒東経139度39分55秒の地点と北緯35度16分51秒東経139度38分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度16分51秒東経139度38分29秒の地点と北緯35度16分52秒東経139度38分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度16分52秒東経139度38分03秒の地点と北緯35度16分57秒東経139度36分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
26	(1)　大阪府大阪市中央区城見2－2－72　(78.10) (2)　奈良県生駒市鬼取町665－4　(642.20)	北緯34度41分35秒東経135度32分05秒の地点と北緯34度40分29秒東経135度40分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字堂平1850　(878.50) (2)　埼玉県さいたま市桜区新開3－161－1　(100.50)	北緯36度00分06秒東経139度11分17秒の地点と北緯35度50分52秒東経139度37分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字堂平1850　(882.00) (2)　埼玉県久喜市菖蒲町三箇3047－1　(56.70)	北緯36度00分08秒東経139度11分19秒の地点と北緯36度04分05秒東経139度37分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字堂平1850　(882.00) (2)　埼玉県久喜市菖蒲町三箇3047－1　(59.70)	北緯36度00分08秒東経139度11分19秒の地点と北緯36度04分15秒東経139度37分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　東京都渋谷区神南2－2－1　(129.45) (2)　埼玉県比企郡ときがわ町大字大野字堂平1850　(873.50)	北緯35度39分57秒東経139度41分46秒の地点と北緯36度00分05秒東経139度11分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　茨城県桜川市真壁町上小幡1480　(709.90) (2)　栃木県宇都宮市塙田5－1－1　(193.30)	北緯36度18分30秒東経140度08分28秒の地点と北緯36度34分10秒東経139度53分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　長野県上田市武石上本入2498　(2062.20) (2)　長野県上田市古里2255－2　(513.00)	北緯36度23分23秒東経138度15分22秒の地点と北緯36度24分00秒東経138度15分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　富山県富山市新総曲輪3－1　(50.90) (2)　富山県富山市呉羽町大谷16－9　(141.70)	北緯36度41分48秒東経137度12分40秒の地点と北緯36度42分00秒東経137度10分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　愛知県名古屋市中区千代田2－15－18　(60.70) (2)　愛知県名古屋市昭和区高峰町154　(117.20)	北緯35度09分23秒東経136度54分55秒の地点と北緯35度08分49秒東経136度58分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　兵庫県神戸市中央区東川崎町1－5－7　(87.16) (2)　兵庫県淡路市小磯1　(71.74)	北緯34度40分41秒東経135度10分55秒の地点と北緯34度39分14秒東経135度08分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度39分10秒東経135度08分46秒の地点と北緯34度38分34秒東経135度07分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　滋賀県大津市鶴の里16－1　(242.00) (2)　滋賀県大津市山中町827－1　(599.00)	北緯34度59分31秒東経135度52分14秒の地点と北緯34度59分39秒東経135度52分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度59分42秒東経135度52分07秒の地点と北緯35度03分03秒東経135度49分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　滋賀県大津市鶴の里16－1　(242.00) (2)　滋賀県大津市錦織町平尾487　(340.00)	北緯34度59分31秒東経135度52分14秒の地点と北緯34度59分38秒東経135度52分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度59分44秒東経135度52分07秒の地点と北緯35度01分59秒東経135度50分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　秋田県にかほ市象潟町小砂川字三崎1－3－内　(172.00) (2)　秋田県にかほ市小国字大井戸1－10－内　(532.00)	北緯39度07分26秒東経139度53分47秒の地点と北緯39度14分51秒東経140度00分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域